

## 第三ウラン貯蔵庫の運用開始に係る計量管理規定（施設名称の追記）

令和 5 年 7 月 31 日  
日本原子力研究開発機構  
プルトニウム燃料技術開発センター  
技術部 核物質管理課

### 1. 概要

プルトニウム燃料施設（PPFF）では、令和 5 年 10 月 3 日付けで第三ウラン貯蔵庫の管理区域を設定し、当該施設の運用を開始する予定である。このため、第三ウラン貯蔵庫を国際規制物資を使用する施設とするにあたり、核燃料サイクル工学研究所計量管理規定について相談したい。

### 2. 検討の内容

- ・申請手続きについて

- ・改正履歴の追記

- ・I-2 ページ

国際規制物資を使用する施設の使用施設として、「第三ウラン貯蔵庫」を追記

- ・III-18 ページ

プルトニウム燃料施設における施設及び核燃料物質計量管理区域の使用施設名称に「第三ウラン貯蔵庫」を追記

また、所要の見直しとして、「I-2 ページ(2)使用施設」と整合を図るため、当該項目に「プルトニウム廃棄物処理開発施設」を追記

- ・III-15～18、20～39 及び 44～54 ページ

プルトニウム燃料施設及びプルトニウム燃料製造施設における図及び表の記載の適正化

- ・附則の追記

以上